

〇〇〇協議会補助金交付要綱

平成〇年〇月〇日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、〇協議会（以下「協議会」という。）が行う〇事業の経費として、協議会に交付する山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に掲げる公共的団体助成金について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、協議会が行う次の事業とする。

- (1) 〇〇〇の体制づくり
- (2) 〇〇〇との連携対策
- (3) 〇〇〇の実施
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助金の交付期間)

第3条 補助金の交付の期間は、〇年以内を原則とする。

(補助の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇〇の管理運営費
- (2) 〇〇〇の運営費
- (3) その他市長が必要と認める事業

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、〇により〇円以内【算定根拠】とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に事業内容及び予算を明記した事業計画書を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があった場合には、

その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により協議会に通知する。

（補助金の交付請求）

第8条 協議会は、前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた場合は、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第9条 市長は、前条の規定により協議会から補助金交付請求書の提出があった場合は、協議会の支出状況を勘案の上、協議会に補助金を支払う。

（報告及び検査）

第10条 協議会は、補助金の交付を受けた年度の決算が終了したときは、市長にその決算書を提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会に対し、補助金の交付に関して必要な報告を求め、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第11条 市長は、協議会が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) 補助対象事業を大幅に変更し、又は廃止したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、協議会に対し、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。